

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

#### 【基本的な考え方】

当社グループは、企業理念に照らし、企業価値の最大化を図るためには、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な経営課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社では、コーポレート・ガバナンスに係る諸施策を通じて公明正大で健全性、透明性の確保された経営を可能とする組織体制を構築しております。また企業の社会的責任(CSR)を強く意識した社員教育や、職場環境整備を行い、社員一人ひとりの倫理観を醸成しながら、コンプライアンスについても徹底していきいたいと考えております。

#### 【基本方針】

- (1)株主の権利・平等性の確保に努めます。
- (2)株主以外のステークホルダー(お客様、お取引先様、債権者、地域社会、従業員等)との適切な協働に努めます。
- (3)適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- (4)取締役会において透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が行われるよう、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- (5)持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との建設的な対話に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

#### 【補充原則1-2-4】

当社は、現状、議決権電子行使プラットフォームを利用することで株主の利便性向上に努めておりますが、株主総会招集通知の英訳等は行っていません。機関投資家や海外投資家の株主構成等を踏まえ、英文による情報提供等についても整備してまいります。

#### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金制度を採用していません。従いまして、アセットオーナーとして期待される機能の発揮に必要な専門性を持った人材の育成等は急務ではないものと考えておりますが、社員の福利厚生面等も含めて考えますと必要な今後の重要課題と認識しております。従いまして、本コードに係る取組内容の開示は具体的な取組みを実施したのちに開示させていただきます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4. 政策保有株式】

- (1)政策保有株式は、必要最小限の保有とします。保有目的が適切であり保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っている銘柄については引き続き保有しますが、適切ではない、または見合っていない銘柄については売却方法の詳細を決定した上で売却します。
- (2)政策保有株式は、個別銘柄毎に保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、保有の適否を毎月取締役会で報告しております。
- (3)議決権は、当該企業の長期的な企業価値の向上に資するよう行使します。組織再編などにより、株主価値が大きく毀損される事態や社会的な不祥事等コーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合には反対票を投じます。

#### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、主要株主等との関連当事者間の取引については、有価証券報告書にて開示するとともに、企業会計基準及び企業会計基準適用指針に準じて関連当事者との重要な取引と判断されるものについて取締役会にて決議を行うとともに、その他の関連当事者との取引については、重要性やその性質に応じて、取締役会へ報告を行っております。また、関連当事者間取引における取締役の利益相反取引について、取締役会での決議を要することとしており、法令に則った手続きにより適正に実施しております。

#### 【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 経営理念等を当社ウェブサイトに掲載しております。
  2. 本報告書「1. 基本的な考え方」に記載の通りです。
  3. 取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成され、監査役報酬は、固定報酬等で構成されています。取締役の報酬等については、株主総会で決議された取締役の報酬限度額の範囲内で決定しており、報酬等の額の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長であります。取締役の固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は、客観性・透明性・妥当性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬等諮問委員会で審議し、企業業績や取締役個人の役位及び成果を適正に連動させ、経営内容や経済情勢等を総合的に考慮した上で、業績連動報酬が株主総会において決議された取締役の報酬限度額及び固定報酬額を超えない範囲で固定報酬と業績連動報酬に関する割合及び額を決定しております。なお、業績連動報酬については、連結営業利益を指標とした目標の達成度及び対前期増減等を総合的に勘案し、財務情報だけでなく非財務情報も考慮し決定しております。また、固定報酬は月次の固定金銭報酬とし、業績連動報酬等である役員賞与を支給する場合には、原則として事業年度終了後3か月以内に年1回支給しております。なお、監査役報酬等は株主総会で決議された監査役報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。
  4. 取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっては、下記(1)～(3)を、解任を行うに当たっては下記(4)を指名・報酬等諮問委員会における協議を経た上で、総合的に判断いたします。また、独立社外役員の独立性については、各金融商品取引所が定める独立性の基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。
- なお、選任理由については、株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

#### (1)取締役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

#### (2)監査役候補の選定について

当社の経営理念に基づき、取締役の職務を監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行う。

#### (3)社外役員候補の選定について

社外取締役には高い見識に基づく客観的な視点で、取締役会への助言及び各取締役の業務執行の監督を行う役割を期待しており、社外監査役には取締役会へ出席し、取締役の業務執行を客観的な立場から監督するとともに、公正な視点での意見の形成・表明を行う役割を期待し、総合的に判断し、選定及び指名を行う。

#### (4)解任について

当社は経営陣幹部のアカウンタビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役11名中3名の独立社外取締役を選任しております。万一、経営陣幹部が、法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外取締役が出席する取締役会において十分な審議を尽くした上で、決議することとなります。

5. 取締役及び監査役候補の選任・指名理由については、株主総会招集通知に記載しております。解任につきましては、適時・適切にホームページ等で開示してまいります。

#### 【補充原則4-1-1】

当社は、決議権限規程に基づき、取締役会、代表取締役社長、管掌取締役、本部長、部長等の権限を明確に定め、それに基づき、それぞれの決定機関、決定者が審議、決議しております。

#### 【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は現在、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただくために社外取締役を3名選任しておりますが、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を満たす独立社外取締役として3名を登録及び届出しており、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能としております。

当社は、より多様な専門的知識、経験を有した独立社外取締役を選任することが取締役会における適正な意思決定や監督の実施を担保するものであると考えております。従いまして、今後も当社コーポレート・ガバナンスの充実に資する経歴、経験、知識を有する適任者がいれば、当該人材を独立社外取締役として選任し、当社の取締役会の3分の1以上を独立社外取締役とするよう取り組んでまいります。

#### 【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法及び各金融商品取引所が定める独立性の基準に加えて、当社独自の「社外役員の独立性に関する基準」を定め、株主総会招集通知及び有価証券報告書等に開示しております。また、当社の独立社外取締役は、企業経営の経験者で豊富な経験及び高い見識を有しており、経営戦略等への的確な助言・意見具申や、経営に関する重要な意思決定及び利益相反に対する監督等を独立した立場で行っております。

#### 【補充原則4-11-1】

当社は、取締役会において、実質的で有効な議論を行うためには、取締役10名程度、監査役3名程度が適正と考えております。現在は社内取締役8名、社外取締役3名(うち独立社外取締役3名)、常勤監査役1名、社外監査役2名(うち独立社外監査役2名)であり、取締役は企業経営の経験者や豊富なビジネス経験を有する者、担当事業分野に精通した者、監査役は弁護士、公認会計士及び事業会社出身者で構成されております。特に社外取締役及び社外監査役は豊富な知識と経験を有する者であり、健全で持続可能な成長が図れるように構成員のバランスに配慮しております。また、取締役の選任に関しては、当社の企業価値向上に資する候補者であるかを基準に選定し、候補者との対話の機会を持った上で、社内規程に基づき、社外取締役及び社外監査役と事前に検討の上、取締役会にて決定しております。なお、独立社外役員についての独立性判断基準は、株主総会招集通知にて開示しております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社の社外監査役2名は他の会社の役員を兼任しておりますが、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を、当社の監査役業務に振り向けているものと考えており、当社以外の上場会社を兼務する場合は合理的な範囲にとどめるよう努めております。また、取締役及び常勤監査役は他の上場会社の役員を兼任しておらず、取締役及び常勤監査役の業務に専念できる体制となっております。当社の社外監査役の兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書及びコーポレート・ガバナンス報告書において開示を行っております。

#### 【補充原則4-11-3】

(1)原則1回/月開催し、重要案件をタイムリーに審議・決議しております。

また、取締役会全体の実効性を確保するためには、各取締役の出席率を高める必要があると考え、当社はTV会議システムを導入し取締役会の出席参加率を向上する取り組みを行っております。

2021年3月期における取締役会は全18回開催し取締役の出席率は100%となっております。

(2)取締役会の構成や運営に関して実効性を高めることを目的として、取締役および監査役全員を対象にアンケート調査を実施し、各項目に対する回答と記述式のコメントによって網羅的に自己評価・自己分析を行っております。

評価の結果、取締役会の構成や運営状況に関して、概ね取締役会の実効性は確保できていると評価しております。

#### 【補充原則4-14-2】

当社においては、新任の取締役・監査役に対しては外部専門講師による新任役員研修を実施し、必要な法的知識、役員としての役割や責務及びコンプライアンスに関する研修を実施しております。また、常勤監査役は、新任時のみならず継続的に外部のセミナーや勉強会等に参加し、必要な知識の習得や更新等を行っております。加えて、全役員を対象にその時々々の情勢に適した内容で役員研修会や役員法務セミナーを適宜実施し、必要な知識の習得や更新等を行う施策を講じております。

#### 【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、IR担当役員として取締役執行役員管理本部長を選任するとともに、経営戦略部をIR担当部署としております。株主や投資家に対しては、決算説明会を半期に1回開催しております。その際、説明会会場にお越しになれない株主や投資家に対しては、決算説明会資料を当社ウェブサイトに掲載し、ディスクロージャーに努めております。

また、逐次、投資家からのスモールミーティングや個別取材等のIR取材等も積極的に受け付けており、当社に対する理解度向上に努めております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

## 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
田中 久男	12,514,600	12.19
田中 智和	9,300,000	9.06
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	9,217,900	8.98
株式会社HT	6,000,000	5.85
T&T株式会社	6,000,000	5.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,545,400	5.40
喜多 照幸	3,024,760	2.95
公益財団法人ジャパンマテリアル国際奨学財団	2,200,000	2.14
株式会社百五銀行	2,160,000	2.10
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人シティバンク、エヌ・エイ東京支店 セキュリティーズ業務部長 石川潤)	2,134,800	2.08

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
町田 和彦	他の会社の出身者													
大島 次郎	他の会社の出身者													
杉山 賢一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
町田 和彦			電子デバイス業界における豊富な知識・経験および同業界における会社経営に携わっていた経験があり、同氏の知識・経験を当社の経営に活かすとともに、取締役の監督機能の強化を経営に反映するため、社外取締役として相当であると判断しております。なお、当社と町田和彦氏との間に利害関係は無く、一般株主との利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

## 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春馬 葉子		弁護士 株式会社壺番屋の社外取締役(監査等委員)、株式会社ナ・デックスの社外取締役、株式会社浜木綿の社外取締役(監査等委員)を兼任しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、経営陣から独立した立場で監査を実施しており、一般株主との利益相反を生じるおそれが無いと判断し独立役員として指定しております。
今枝 剛		公認会計士 ナトコ株式会社およびパレモ・ホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社との間で特別な利害関係はありません。	公認会計士、税理士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。なお、経営陣から独立した立場で監査を実施いただくことができ、一般株主との利益相反を生じるおそれが無いと判断し、独立役員として指定しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

### 業績連動報酬制度

当社は、取締役に対し連結営業利益を指標とした目標の達成度及び対前期増減等を総合的に勘案し、財務情報だけでなく非財務情報も考慮して算定した額を業績連動報酬である役員賞与として支給しております。

### 譲渡制限付株式報酬制度

当社は、取締役(社外取締役を除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、当社の執行役員及び一部の使用人並びに当社子会社の取締役(社外取締役を除く)及び執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

### 該当項目に関する補足説明

2021年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は、次のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	支給人員	9名	報酬等の総額	245百万円
監査役(社外監査役を除く)	支給人員	1名	報酬等の総額	9百万円
社外役員	支給人員	4名	報酬等の総額	12百万円
合計	支給人員	15名	報酬等の総額	267百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」、業績連動報酬としての「賞与」、中長期インセンティブを目的とした非金銭報酬としての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。

取締役の固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は、客観性・透明性・妥当性を確保するため、委員の過半数が独立社外取締役で構成される指名・報酬等諮問委員会で審議し、企業業績や取締役個人の役位及び成果を適正に連動させ、経営内容や経済情勢等を総合的に考慮した上で、業績連動報酬が株主総会において決議された取締役の報酬限度額及び固定報酬額を超えない範囲で固定報酬と業績連動報酬に関する割合及び額を決定しております。なお、業績連動報酬については、連結営業利益を指標とした目標の達成度及び対前期増減等を総合的に勘案し、財務情報だけでなく非財務情報も考慮し決定しております。また、固定報酬は月次の固定金銭報酬とし、業績連動報酬等である役員賞与を支給する場合には、原則として事業年度終了後3か月以内に年1回支給しております。

なお、監査役の報酬等は株主総会で決議された監査役の報酬限度額の範囲内で、監査役会の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である総務人事部が取締役会等重要な会議体の開催に先立ち、審議・説明資料を事前提示するとともに、必要に応じて議案についての事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、株主総会、取締役会のほか、監査役会及び会計監査人を会社の機関として置いております。

(a) 取締役会は、代表取締役社長1名、取締役10名(うち社外取締役3名)で構成されております。原則として定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を別途必要に応じて随時開催し、当社グループ全体の経営方針、中期計画、年度予算等その他の重要な事項に関する意思決定や、前月の経営状況や予算と実績との対比の報告を実施し、必要な改善指示が行われております。社外取締役は、社外の第三者の視点で取締役会への助言及び監視を行っております。

(b) 監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されております。原則として定時監査役会を毎月1回開催しており、取締役会の意思決定及び取締役の業務執行の妥当性ならびに適正性を確保するための協議を行っております。

### (c) 監査役監査

監査役は、取締役会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べることや取締役面談を実施する等の監査活動により、取締役の職務の執行について監査しております。特に常勤監査役は、社内文書の調査や実際の業務活動状況の聴き取りを実施するなど、監査役会で承認された監査計画に基づいて精緻な監査活動を実施し、その結果を原則として毎月1回開催される監査役会において社外監査役に報告しております。社外監査役は、常勤監査役からの報告を受けて、それぞれの専門的な見識から監査活動を実施しております。

また、内部監査の立会い及び実施結果の報告を受けるなど、内部監査室との情報交換を密に行い、会計監査人とは四半期決算及び期末決算ごとの会計監査結果及び四半期レビュー結果の報告を受けるなど、業務遂行時における健全化、効率化及び実効性の向上に努めております。

### (d) 内部監査

代表取締役社長直轄の専従組織として内部監査室を設置し、独立かつ客観的な立場から、業務の効率性、内部統制の有効性及びコンプライアンス状況等を観点とした社内業務監査を行っております。内部監査担当者は、年間の計画に基づき監査を実施し、改善要求に対する被監査部門の取組状況について確認を行うこととしております。

また、監査役及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うなど、常に連携を取り合い、監査の実効性の向上に努めております。

### (e) 会計監査

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。2021年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりであります。

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 新家 徳子

有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 大橋 敦司

また、監査業務に係わる補助者は公認会計士6名、会計士試験合格者等2名、その他8名であります。

### (f) 指名・報酬等諮問委員会

当社は、取締役会の機能を補完し、より経営の公正性・透明性を高めるため、指名・報酬等諮問委員会を設置しております。

指名・報酬等諮問委員会は、社外取締役3名と代表取締役社長1名で構成されており、代表取締役および取締役等経営陣幹部の選解任、取締役の報酬制度・報酬水準等を審議し、取締役会に意見の答申および助言を行います。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

社外取締役及び社外監査役による外部的見地からの監視のもと、取締役会による審議・意思決定が行われており、現状の当社の企業規模及び経営の客観性確保の観点からみて、適正な企業統治の体制であると考えております。

2018年には、半数の委員を独立社外取締役とする「指名・報酬等諮問委員会」を設置し、取締役候補者や取締役報酬、社長の後継者候補者等を審議することとしています。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主が株主総会に出席できるように、可能な限り集中日を避けた日に設定するよう努めております。 直近の株主総会については2021年6月23日に開催しております。 なお、本株主総会においては、新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、株主、社員及び関係者の「生命と健康を守るための対応」を最優先とし、当社役員のみでの開催とするため、株主に来場を控えていただくよう招集通知に記載いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を行うことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを作成し、公表しています。 <a href="https://www.j-materials.jp/ir/disclosure/">https://www.j-materials.jp/ir/disclosure/</a>	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期、期末にて決算説明会を開催いたします。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示書類、有価証券報告書、決算説明会資料等を開示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略部	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの日常の企業活動における企業倫理面での普遍的な考え方である「企業理念」は、「安全最優先」、「お客様は良きパートナー」、「お取引先と地域の皆様は良きサポーター」、「社員は家族」と定めております。 当社グループは安全・安心を基軸とした「安全最優先」の意識のもとお客様の期待を超える質の高い商品やサービスの提供を目指し、お互いの信頼で、Win - Win関係を築き、更にはお取引先や地域の皆様から常に応援して頂ける関係を築き、社員一人ひとりが競い合い、協力しながら成長する「Win - Win - Win」(トリプルウィン)に到達することを目指しております。

## 環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは企業理念に基づき、企業価値の最大化を図るための一環といたしまして企業の社会的責任(CSR)を強く意識した5つのビジョンを推奨し、「Win - Win - Win」(トリプルウィン)および「Work-by 3G」(トリプルジェネレーション)の実現を目指しております。

1. 「人をつなぐ」M」: JMグループは、多様な人材が活躍する企業として、社員一人ひとりの仕事への充実感と、ゆとりある人生を大切にするための仕組みと職場環境を整えます。モラルとサービスの両面において常に向上するプロ集団であり続けます。
2. 「環境をつなぐ」M」: JMグループは、自然からの恵みに感謝し、未来の子供達へ大切な地球をつないでいくための活動に貢献します。社員一人ひとりが環境への意識を高く持ち、事業活動から発生する環境負荷の削減にとどまらず、事業を通じて環境への価値を生み出すリーディングカンパニーであり続けます。
3. 「地域をつなぐ」M」: JMグループは、地域の皆様への感謝の気持ちを常に忘れず、ふれあい、交流できる場と機会を大切にします。地元企業や自治体と一丸になって地域活性化のため共に発展していくことを目指し、皆様から応援して頂けるよう努力をする企業であり続けます。
4. 「技術でつなぐ」M」: JMグループは、最先端技術を支える企業として、安全と信頼を掲げ、プロ集団の誇りを持ってサービスを提供します。技術の承継を大切にし、社員個々の創造性を活かし、更に発展させ、環境や社会、次世代に貢献するビジネスを創造する企業であり続けます。
5. 「世代をつなぐ」M」: 18歳の若者から活力に満ちた40歳代そして熟練技術保有の70歳代が喜びを分かち合いながら働ける企業(Work-by 3G)であり続けます。  
また、当社グループは社会的責任(CSR)の一環といたしましてISOを経営の重要なツールと位置付け、ISO9001(品質)、ISO14001(環境)、ISO45001(労働安全衛生)、ISO27001(情報セキュリティ)の認証を取得しており、企業活動向上に努めております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### (1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、企業に求められる責任が高度化しつつある社会環境下において、「安全最優先」「お客様は良きパートナー」「お取引先と地域の皆様は良きサポーター」「社員は家族」という企業理念を掲げ、ステークホルダーの皆様から深い信頼及び常に応援していただける関係を築くため、法令遵守の徹底、企業倫理に則った判断、社会的責任の重要性の認識、反社会的勢力との関係及び関与の排除という4つの視点において健全性を保ちつつ、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、当社の内部統制システムに関する基本方針を取締役会において決議しました。

#### (2) 内部統制システムの整備状況

##### (a) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及びその子会社(以下「当社グループ」と総称する。)における企業倫理の確立ならびに取締役及び従業員による法令、定款、社内規程の遵守及び社会規範・倫理への適合の確保を目的として、「ジャパンマテリアルグループ行動指針」を制定し、その周知徹底と遵守を図る。
- 2) 当社グループにおける法令・定款およびジャパンマテリアルグループ行動指針その他コンプライアンスに違反する行為を認めた場合、もしくは自らが巻き込まれる恐れがあった場合の公益通報制度としての内部通報窓口「JMホットライン」を設置し、コンプライアンス違反等またはその恐れのある事実の早期発見、対応に努める。
- 3) 内部監査を行う部門を設置し、当社グループの職務の執行が法令・定款等に適合しているかにつき内部監査を行う。
- 4) 東京証券取引所の有価証券上場規程に定められている「コーポレートガバナンス・コード」に対応するため、当社および当社グループの透明、公正かつ迅速・果敢な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的に「社外役員の独立性に関する基準」を定め、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図る。

##### (b) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 株主総会議事録、取締役会議事録及び稟議書等の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、「文書管理規程」に従って適切に保存及び管理する。
- 2) グループ行動指針にて機密情報の管理及び漏洩防止等について定め、当社グループの遵守事項とする。
- 3) 情報資産の活用と保持に関して、「情報セキュリティを守るための行動基準」を策定し、均質な情報セキュリティ管理の実現に努める。

##### (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響を及ぼす恐れのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価する体制を整備するとともに、リスク管理に関する社内規程及びリスク管理体制を体系的に制定する。

##### (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を別途必要に応じて随時開催し、迅速な経営の意思決定及び取締役の職務執行の監督・管理を行う。
- 2) 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務執行を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び取締役社長の指示の下に業務を執行する。
- 3) 従業員の職務権限の行使は、業務分掌規程、稟議・申請規程等に基づき適正かつ効率的に行う。

##### (e) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- 1) 「ジャパンマテリアルグループ行動指針」を通じて、当社グループが法令および定款に適合するための体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
- 2) 当社グループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、子会社管理規程を定めるとともに取締役および監査役を必要に応じて派遣する。
- 3) 当社グループ管理のための主管部門を定め、主管部門が子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行い、当社グループがその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
- 4) 当社の内部監査部門による当社グループの監査の結果を、監査役および取締役会に報告する。

##### (f) 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 代表取締役は、監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助すべき従業員として若干名を指名するものとし、その指名された従業員が、監査役の指示によりその任にあたる。
- 2) 監査役の職務を補助すべき従業員を配置する場合、その補助従業員の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役と事前に協議するものとし、取締役からの独立性を確保する。

##### (g) 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 取締役及び従業員は、監査役の求めに応じて、その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- 2) 取締役は、会社及び当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時には、直ちに監査役に報告する。
- 3) 当社は、当社および当社グループの取締役および従業員が、当社の監査役に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

##### (h) その他監査役が監査が実効的に行われていることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、監査役が必要と認める会議をはじめとする当社及び当社グループの重要な会議に出席できる体制を整備する。
- 2) 代表取締役は、監査に係る重要課題について、監査役と定期的な会合を持ち、意見交換を行う。
- 3) 監査役が、監査のために必要と認める場合には、内部監査部門が緊密に連携し対応する。
- 4) 監査役が稟議書等の重要な決裁書類を、いつでも閲覧することが可能な体制を整備する。
- 5) 監査役の求めに応じ、会計監査人が定期的及び随時に監査役と意見交換する体制を整備する。
- 6) 監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算計上し、緊急または臨時に支出する費用については、事後に会社へ請求できるものとする。

(i) 反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社はグループ行動指針に基づき「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「ジャパンマテリアルグループ行動指針」に基づき、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、当社グループの役職員に対して、反社会的勢力への排除意識を高く持つよう周知徹底しております。反社会的勢力に関する主たる統括部門を総務人事部とし、反社会的勢力に関する情報を一元的に管理し対応しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

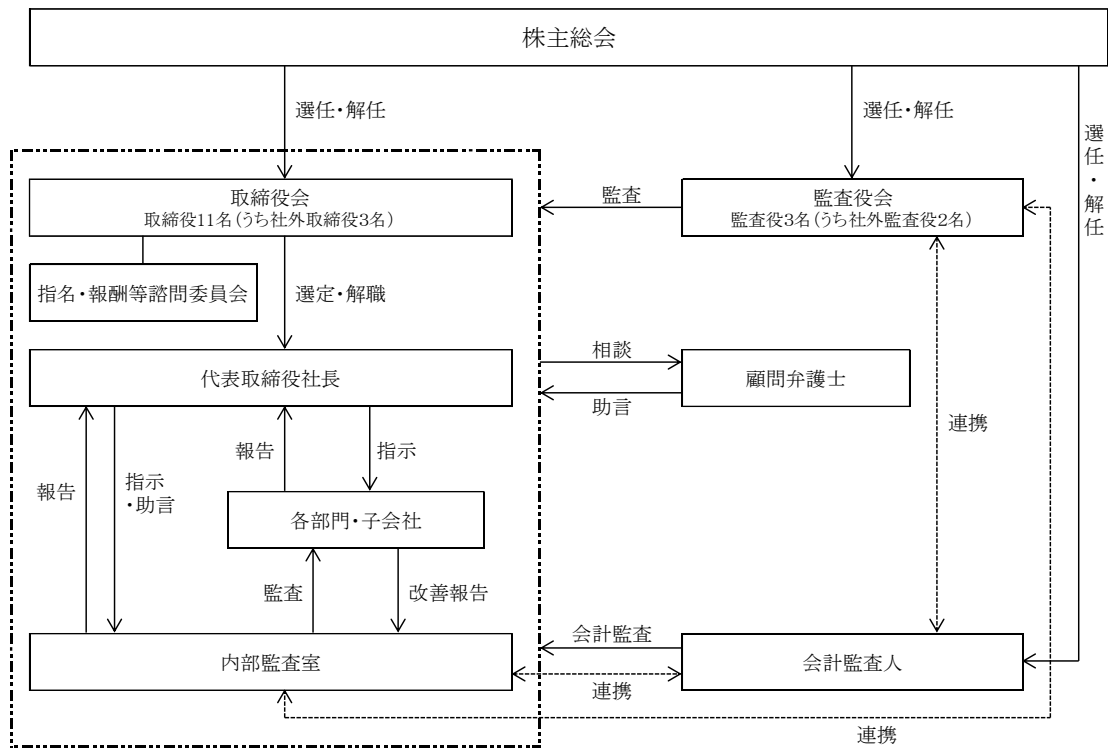
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 決定事実に関する情報

決定事実につきましては、原則毎月1回開催しております取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な決定を行い、適時開示規則に従い適時適切な情報を開示する体制を構築しております。

(b) 発生事実に関する情報

発生事実につきましては、発生した情報を迅速に情報取扱責任者（管理本部長）に集約し、適時開示規則に従い適時適切な情報を開示する体制を構築しております。

(c) 決算に関する情報

情報取扱責任者（管理本部長）を中心として財務部が決算財務数値を作成し、経営戦略部、総務人事部と共同して、決算開示資料を作成し、取締役会承認後、決算後45日以内で開示する体制を構築しております。

適時開示は、次のフローに沿って行われます。

